

○大府市教育委員会防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置し、及び管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその管理業務を委託するもの（以下「指定管理施設等」という。）を含む。以下同じ。）における防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な管理及び運用を行い、もって施設を利用する者等の安全の確保及び被撮影者の個人情報を保護することを目的とする。

(法令の遵守)

第2条 この要綱に定めるもののほか、施設における防犯カメラの設置及び運用に関する業務を行う者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に規定する事項を遵守し、当該防犯カメラの設置及び運用が個人情報に係る市民等の基本的人権を侵害することがないように適切な措置を講じなければならない。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪及び事故の防止その他施設の適正な管理を目的として、施設に設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (2) 防犯カメラの運用 防犯カメラにより撮影若しくは監視を行い、又は画像の記録、保管、再生、複製、印刷、目的外利用、外部提供若しくは消去（記録媒体の廃棄を含む。）を行うことをいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより記録されたものをいう。
- (4) 記録媒体 画像を記録した媒体をいう。

(管理体制)

第4条 防犯カメラの運用を適正に行うため、防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、防犯カメラを設置する施設を所管する課（大府市教育委員会事務局組織規則（昭和52年大府市教育委員会規則第4号）第2条第1項に規定する課をいう。）の長をもって充てる。
- 3 管理者は、防犯カメラの運用がこの要綱に則して常に適正に行われるよう、防犯カメラに関する業務を管理する。
- 4 管理者は、前項の業務を行うため、所属職員（当該施設の管理等を指定管理者に行わせている場合、又はその管理業務を委託している場合は、指定管理者の職員又は管理業務受託者の職員）のうちから防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を指定することができる。

5 取扱者は、管理者を補佐し、管理者の指示の下に、防犯カメラの運用に関する業務を行う。

(防犯カメラの設置)

第5条 管理者は、防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置台数は、防犯カメラの設置目的を達成するために必要な最小限の台数とすること。
- (2) 防犯カメラによる撮影範囲は、防犯カメラの設置目的を達成するために最も適切な範囲となるよう調整すること。
- (3) 防犯カメラを設置する施設の出入口その他の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨並びに管理者の職名及び連絡先を掲示すること。

(管理者等の秘密保持義務)

第6条 管理者及び取扱者（以下「管理者等」という。）並びに画像に接することのできる職員は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(指定管理施設等の措置)

第7条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定管理施設等における防犯カメラの運用に関する業務の一部を、当該指定管理施設等に係る指定管理者又は管理業務受託者（以下「指定管理者等」という。）に行わせることができる。この場合において、画像を記録する機能を有する防犯カメラについては、法第66条及び第67条の規定に基づき協定、委託契約等により個人情報の保護に関し十分な措置を講じるよう求め、この要綱の趣旨を遵守するよう指導するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理施設等における防犯カメラの運用に関する業務の一部を指定管理者等に行わせる場合において必要があると認めるときは、随時当該指定管理施設等を調査し、又は当該防犯カメラの運用の状況に関し指定管理者等に報告を求め、若しくは必要な指示を行うことができる。

(画像及び記録媒体の管理)

第8条 防犯カメラの画像を保管する期間は、原則として当該画像が記録されたときから起算して14日以内（次条第1項ただし書の規定により画像情報の提供を行う期間を除く。）とし、当該期間を経過した後は、管理者等は、速やかにこれを消去しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、教育委員会は、画像を保管する期間を別に定めることができる。

3 画像は、撮影時の原状により保管するものとし、編集又は加工をしてはならない。

4 画像は、これを複製し、又は印刷してはならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 管理者等は、記録媒体を保管するときは、施錠することができる保管庫に保管する等盗難及び紛失の防止のために万全の措置を講じなければならない。

6 管理者等は、記録媒体を廃棄するときは、粉碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。

7 管理者等は、前各項に定めるもののほか、管理する画像及び記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないように必要な措置を講じなければならない。

(画像個人情報の利用及び提供の制限)

第9条 教育委員会は、画像、画像を複製したもの又は印刷したもののその他の画像に係る情報で個人情報が含まれるもの（以下「画像個人情報」という。）を、目的の範囲を超えて利用し、又は提供してはならない。ただし、法第69条第2項の規定による場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項ただし書の規定により画像個人情報を提供するときは、法並びにこの要綱の趣旨及び当該提供の目的に照らし必要かつ最小限の範囲にとどめるとともに、当該提供を行う相手方に対し、次に掲げる事項を遵守する旨を記載した文書を提出させなければならない。

(1) この要綱に基づき、画像個人情報を適正に管理すること。

(2) 画像個人情報の提供を受けた目的以外への利用及び画像個人情報の第三者への無断提供をしないこと。

(3) 画像個人情報の提供を受けた目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体を返却すること。

3 管理者は、第1項ただし書の規定により画像個人情報を提供しようとするときは、教育委員会に協議しなければならない。

(苦情等への対応)

第10条 管理者は、市民等から防犯カメラの管理又は運用に関する苦情等を受けたときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

(運用状況の記録及び報告)

第11条 管理者は、防犯カメラの運用の状況について防犯カメラ運用状況記録簿（第1号様式）を作成しなければならない。

2 管理者は、画像の流失若しくは漏えい又は記録媒体の盗難若しくは紛失があったときは、速やかにこれを教育委員会及び審議会に報告しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設置されている防犯カメラについては、第5条第1項第3号の規定による掲示は、この要綱の施行の日以後速やかに行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

1号様式（第11条関係）

防犯カメラ運用状況記録簿

1	設置する施設	
2	設置目的	
3	設置台数	
4	記録装置の有無	
	(1) 記録の保存期間	
	(2) 記録の保存媒体	
	(3) 外部提供の有無	
5	設置場所	
6	設置日	
7	取扱者	
8	委託の有無及び委託先等	
9	備 考	